

災害ごみを収集・運搬する事業者の皆様へ

※ご注意※

「災害ごみ」は、発生した場所の市町村が設置する処理施設・仮置き場に持ち込んでください！

- **災害ごみ(地震で壊れた家財道具や、家屋解体廃棄物)は、そのごみが発生した市町村が処分します。**
- **他の市町村に持ち込むことは法令違反であり、損害賠償責任も問われる可能性がありますので、必ず同一市町村の処理施設・仮置き場に持ち込んでください。**

平成28年6月30日、嘉島町の災害ごみ仮置き場へ町外のごみが不正に搬入されているという報道がありました。

嘉島町では、町民が業者に委託して災害ごみを仮置き場に持ち込む場合「被害調査済ごみ搬入許可書」を発行して業者に携帯させ、その許可書を確認して搬入を許可していましたが、この許可書を悪用し、町外のごみも搬入していたものです

- ・ 廃棄物処理法に基づき、災害ごみ(一般廃棄物)は発生した市町村で処理します。住民の方々が出される廃家財や、家屋の解体がれきは、そのごみが発生した市町村が設置している仮置き場に持ち込んでください。(ただし、植木地区の災害ごみについては取り扱いが異なりますので、北区総務企画課〔096-272-1112〕へお問い合わせください)
- ・ 他の市町村に災害ごみを持ち込んだり、ごみを搬入するための許可書を不正に使用したりした場合、法令違反となりますので十分御注意ください。

問い合わせ
熊本市 廃棄物計画課
TEL 096-328-2359